ハ　北陸西部・岐阜県域周遊（観光施設提携型）

中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから彦根インターチェンジまでの区間、一般国道475号（東海環状自動車道）の大垣西インターチェンジから養老インターチェンジまでの区間並びに冨加関インターチェンジから関広見インターチェンジまでの区間、北陸自動車道の米原ジャンクションから砺波インターチェンジまでの区間、近畿自動車道敦賀線の敦賀南スマートインターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間及び東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

5．企画割引「2018三重・愛知ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　三重県域周遊（観光施設提携型）

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）

②　名古屋発着（観光施設提携型）三重県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　豊田・岡崎発着（観光施設提携型）三重県域周遊

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　三重県域南部周遊（観光施設提携型）

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　愛知県域三河周遊（観光施設提携型）

⑶ロに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
三重県域周遊（観光施設提携型）	3,200円	4,000円
名古屋発着（観光施設提携型）三重県域周遊	4,100円	5,100円
豊田・岡崎発着（観光施設提携型）三重県域周遊	4,600円	5,700円
三重県域南部周遊（観光施設提携型）	2,500円	3,100円
愛知県域三河周遊（観光施設提携型）	1,300円	1,600円

⑶　実施する期間

イ　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。

ロ　平成30年１月10日から平成30年12月21日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。

⑷　適用区間

①　発着エリア

イ　名古屋発着（観光施設提携型）三重県域周遊①

第二東海自動車道横浜名古屋線の豊明インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間。

ロ　豊田・岡崎発着（観光施設提携型）三重県域周遊①

第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから豊田南インターチェンジまでの区間及び第一東海自動車道岡崎インターチェンジから豊田インターチェンジまでの区間。

②　周遊エリア

イ　三重県域周遊（観光施設提携型）

近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまでの区間、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから亀山西ジャンクション（供用開始されていない場合は、新四日市ジャンクションまでとする。）までの区間並びに亀山ジャンクションから甲賀土山インターチェンジまでの区間、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気ジャンクションから紀伊長島インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の大安インターチェンジ（供用開始されていない場合は、東員インターチェンジまでとする。）から新四日市ジャンクションまでの区間。

ロ　三重県域南部周遊（観光施設提携型）

近畿自動車道名古屋亀山線の四日市インターチェンジから伊勢関インターチェンジまでの区間、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢インターチェンジまでの区間、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから亀山ジャンクションまでの区間並びに菰野インターチェンジ（ただし、供用開始されていない場合を除く）から亀山西ジャンクション（ただし、供用開始されていない場合を除く）までの区間及び近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気ジャンクションから紀伊長島インターチェンジまでの区間。

ハ　愛知県域三河周遊（観光施設提携型）

第一東海自動車道の豊川インターチェンジから守山スマートインターチェンジ（供用開始されていない場合は、名古屋インターチェンジまでとする）までの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の新城インターチェンジから東海インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田藤岡インターチェンジから豊田東ジャンクションまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。